

日本熱傷学会認定医制度施行細則

平成 11 年9月6日改定
平成 13 年4月 24日改定
平成 14 年6月5日改定
平成 15 年3月 28日改定
平成 15 年9月3日改定

第1章 運営

第1条

日本熱傷学会認定医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 認定医委員会

第2条

認定医委員会の委員数は、10名とする。

第3条

認定医委員会の委員の任期は、2年とし重任をさまたげない。ただし引き続いて4年を超えることはできない。

第4条

認定医委員会の委員長は、理事長が指名する。

第5条

認定医委員会の委員は、認定医委員会の委員長が評議員の中から選任する。

第6条

認定医委員会の委員に欠員を生じたときは、認定医委員会の委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条

認定医委員会は、定員の3分の2以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第8条

認定医委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第9条

認定医委員会の事務は、日本熱傷学会事務局において行う。

第3章 認定申請書類

第10条

認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書(別に定める)
- 2) 履歴書(別に定める)
- 3) 医師免許証(写)
- 4) 認定医診療実績(別に定める)
- 5) 修練施設表および在籍証明書(別に定める)
- 6) 推薦書(別に定める)
- 7) 日本熱傷学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録(2枚, コピーでも可)。

第4章 更新申請書類

第11条

認定医の更新を申請する者は、認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医更新申請書(別に定める)
- 2) 履歴書(別に定める)
- 3) 業績目録(別に定める)

第12条

満65歳以上の認定医については、第11条2)履歴書と3)業績目録の提出および第13条の更新審査料を免除する。

第5章 審査料および登録料

第13条

審査料は、次の如くである。

認定審査料 30,000 円

更新審査料 20,000 円

第 14 条

既納の審査料は、返却しない。

第 15 条

登録料は、次の如くである。

認定登録料 20,000 円

更新登録料 20,000 円

第 16 条

既納の登録料は、返却しない。

第6章 申請の時期および申請先

第 17 条

認定医委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示する。

第 18 条

申請先および手数料送金先

日本熱傷学会事務局

第 19 条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

第7章 附則

第 20 条

この細則は、平成 10 年 5 月 14 日より施行し、平成 15 年9月3日改定。

第 21 条

この細則は、認定医委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第 22 条

この細則の実施に関して生ずる疑義については、認定医委員会の審議によって決定するものとする。